

# 大田市下水道事業経営戦略

---

平成29年度～平成38年度

平成29年3月

大田市上下水道部

## 目 次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
② 使用料	3
③ 組織	4
(2) 民間活力の活用等	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 経営の基本方針	7
4. 投資・財政計画（収支計画）	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）	7
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	8
① 収支計画のうち投資についての説明	8
② 収支計画のうち財源についての説明	9
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	11
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	13
① 今後の投資についての考え方・検討状況	13
② 今後の財源についての考え方・検討状況	13
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	13
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14
6. 用語集	15
別紙1 大田市下水道基本構想図	
別紙2 経営比較分析表（公共下水道）	
別紙3 経営比較分析表（特定環境保全公共下水道）	
別紙4 投資・財政計画（収支計画：公共下水道事業）	
別紙5 投資・財政計画（収支計画：特定環境保全公共下水道）	

# 大田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県大田市  
事 業 名 : 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業  
策 定 日 : 平成 29 年 3 月  
計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 経営戦略策定の目的

本市下水道事業は、生活環境の改善、また、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道基本構想に基づき、平成 42 年度の整備完了に向け、公共下水道事業（大田処理区）及び特定環境保全公共下水道事業（温泉津処理区、仁摩処理区）により今後、人口動態や水需要の動向を踏まえた効率的な施設整備を進めていくとともに、維持管理や施設・設備更新の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は、本市下水道事業の現状と、これらの将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共下水道	大田処理区	平成 21 年 3 月 31 日 (7 年)
	特定環境保全 公共下水道	温泉津処理区	平成 20 年 7 月 1 日 (7 年)
		仁摩処理区	平成 19 年 3 月 31 日 (9 年)
処理区域内 人口密度 (人 / km <sup>2</sup> )	公共下水道	2,393.14	
	特定環境保全 公共下水道	3,532.22	

流域下水道等への 接続の有無	公共下水道	流域下水道等へは接続していません。
	特定環境保全 公共下水道	流域下水道等へは接続していません。
法適(全部適用・一 部適用)非適の区分	地方公営企業法非適用(平成32年4月1日法適用予定)	
処 理 区 数	公共下水道:1処理区(大田処理区) 特定環境保全公共下水道:2処理区(温泉津処理区、仁 摩処理区)	
処 理 場 数	公共下水道:1ヵ所(大田浄化センター) 特定環境保全公共下水道:2ヵ所(温泉津クリーンセン ター、仁摩浄化センター)	
広域化・共同化・最 適化実施状況*1	経済的な事業の選択と効率的な整備を進めるため、平 成26年度に下水道基本構想の見直しを行い、公共下水道 及び特定環境保全公共下水道整備予定区域を縮小し、個 別処理区域に変更しました。	

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを  
含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して  
管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的  
条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を  
指す。

公共下水道で整備を進めている処理区は、大田処理区の1処理区です。この  
大田処理区は、平成21年3月31日に供用開始をし、計画処理区域面積703ha  
に対して、事業認可区域面積255.6haを定め、平成27年度末で175haの整備が  
完了(整備率25%)しています。

特定環境保全公共下水道で整備を進めている処理区は、温泉津処理区と仁摩  
処理区です。

温泉津処理区は、平成20年7月1日に供用開始をし、計画処理区域面積28ha  
に対して、平成27年度末で22haの整備が完了(整備率79%)しています。

仁摩処理区は、平成19年3月31日に供用開始をし、計画処理区域面積は85ha

に対して、平成 27 年度末で 69ha の整備が完了（整備率 81%）しています。

雨水処理の整備を進めている排水区は、温泉津排水区の 1 排水区です。温泉津排水区は、平成 26 年度より工事を着手し、現在水路整備延長 371m に対して、187m の整備が完了（整備率 45%）しています。

（現在の整備区域及び整備予定区域は別紙 1 のとおり）

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
業務用使用料体系の概要・考え方	該当なし		
その他の使用料体系の概要・考え方	<p>一般家庭用、業務用の区分はなく、基本水量付段階別逦増型料金体系としており、水道の使用水量を基に料金算定をしています。</p> <p>また、水道以外の水を使用している場合は、使用の状況に応じ使用水量を認定し料金算定をしています。</p>		
条例上の使用料*2 （20 m <sup>3</sup> あたり） ※過去3年度分を記載	平成 25 年度	3,150 円	
	平成 26 年度	3,240 円	
	平成 27 年度	3,240 円	
実質的な使用料*3 （20 m <sup>3</sup> あたり） ※過去3年度分を記載	平成 25 年度	公共	3,593 円
		特環	3,487 円
	平成 26 年度	公共	3,986 円
		特環	3,655 円
	平成 27 年度	公共	4,202 円
		特環	3,746 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m<sup>3</sup>を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

使用料収入は、整備の進捗に伴い加入者が増加し、使用水量の伸びに連動し増えてきています。

一方で、下水道事業は整備途上であり、料金体系については、政策的に、ある程度の使用料収入が確保できる事業規模になるまでは、全国的な水準を基に決定しています。

## 下水道使用料

### 下水道使用料について

排水設備工事をされて公共下水道へ汚水が流れるようになると終末処理場で汚水をきれいな水に処理したり、下水道管の清掃や修理などにたくさんの経費がかかります。

この費用を下水道へ流された汚水の量によって負担していただくのが下水道使用料です。

下水道使用料

下水道使用料は一定使用量までの基本料金と使用水量などにより加算される超過料金を加算したものです。

**○水道水の水のみを使用した場合（1ヵ月当り）**

区分	適用	使用料
基本料金	10m <sup>3</sup> までの分	1,620円
超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> までの分	162円
	20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> までの分	183円60銭
	50m <sup>3</sup> を超える分	216円

使用水量の決め方

下水道使用水量は、原則として上水道の使用水量に基づいて決めます。井戸などの地下水を使用している場合は使用の状況に応じて認定します。

**○水道水以外の水のみを使用した場合（1ヵ月当り）**

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人	10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>
2人	15m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> に2人以降1人につき2m <sup>3</sup> ずつ加算する
3人以上	15m <sup>3</sup> に3人以上1人につき2m <sup>3</sup> ずつ加算する	

**○水道水と水道水以外の水を併用した場合の水道水以外の水の量（1ヵ月当り）**

使用人数	一般家庭の使用水量	事務所等の使用水量
1人につき	水道水の使用量に1人につき2m <sup>3</sup> を加算する。	

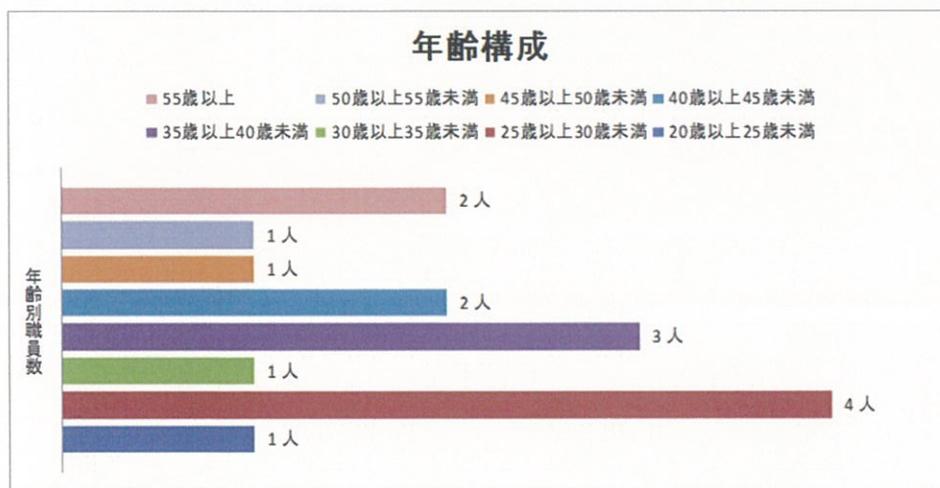
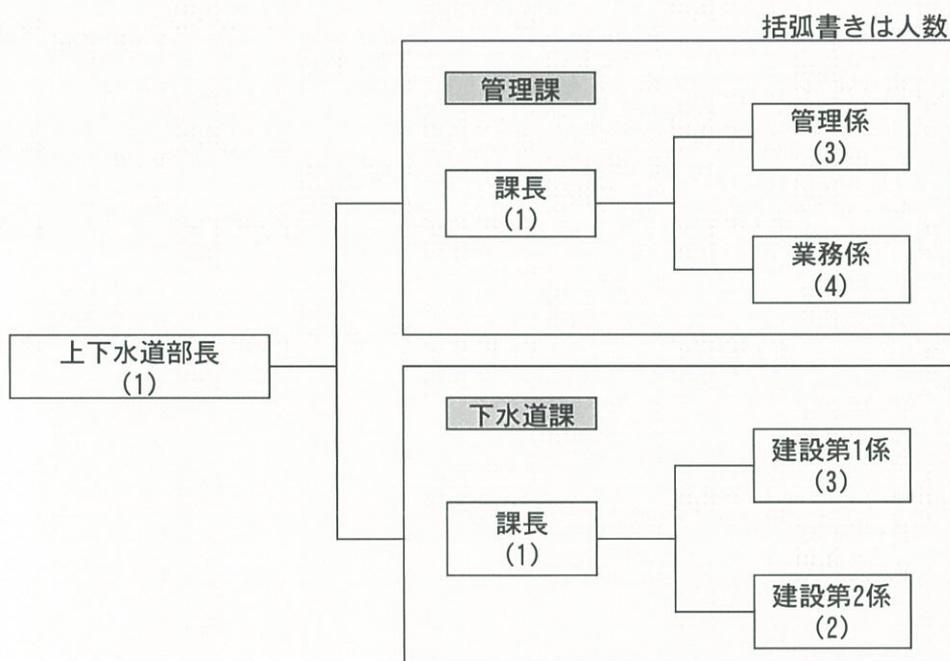
### ③ 組織

職 員 数	6名（下水道事業支弁職員数）
事業運営組織	下水道の組織体制は1部2課4係で、下水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業の業務を行っており、現在、職員数は15名です。（上下水道部長並びに管理課8名は水道事業との兼務）

平成 19 年度の機構改革により、それまでの水道部門と下水道部門が 1 つの部となり、上下水道部となりました。また、平成 25 年度からは部内の予算経理、窓口業務、使用料金等の収納業務を管理課に一元化し、現在に至っています。

今までは施設整備が中心となっていますが、今後、供用開始後年数が経過するに従い、維持管理に係る業務量が増加することから、組織体制の見直しを行う必要があります。

上下水道部 組織図 (平成28年4月1日現在)



平均年齢 38歳3ヶ月

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	維持管理、保守点検等を処理場ごとに委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙 2、別紙 3 のとおり

### 3. 経営の基本方針

生活環境の改善と利便性の向上、環境保全機能の向上、安全・安心なまちづくり、健全な下水道事業経営を基本方針として掲げています。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙 4 のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<投資についての基本的な考え方>

大田市総合計画に基づき、公共下水道事業(汚水)、公共下水道事業(雨水)、特定環境保全公共下水道事業により事業を実施していきます。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○投資の目標に関する事項

公共下水道事業

整備率：25% ⇒ 64%

特定環境保全公共下水道事業

整備率：61% ⇒ 76%

(整備率：平成38年度末整備面積/計画整備面積)

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠は、耐用年数50年を経過していないため、現計画では計上していません。

処理場及びポンプ施設は、機器更新計画に基づき、更新等に要する経費を計上しています。

○最適化に関する事項

平成26年度に公共下水道整備区域を2処理区から1処理区へ接合統合すると共に、特定環境保全公共下水道を5処理区から3処理区に見直すことにより、計画区域面積を1,090haから239ha縮小し、851haとしています。

○防災・安全対策に関する事項

「安心・安全の確保」のため、大雨時の浸水対策や下水道施設の耐震化などの災害対策費を計上しています。

## ② 収支計画のうち財源についての説明

### <財源についての基本的な考え方>

#### ○使用料収入

新規投資を継続して行う事業計画のため、各年度の計画整備人口に加え、将来人口推計を考慮し、使用料見込みを算出しています。また、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率改定を反映し、算出しています。

#### 《算出方法》

水洗化人口×1人当たり年間使用料

水洗化人口・・・現在整備人口+各年度計画整備人口×水洗化率×人口減少率

(人口減少率：直近の国勢調査時点の計画区域内人口を 100%とし、5 年ごとの人口推計を等差推移)

1人当たり年間使用料・・・直近使用料収入実績/直近水洗化人口実績

#### ○国庫補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、補助基準額の 2 分の 1 を見込んで算出しています。

#### ○基金繰入金

下水道整備事業費充当財源の約 5%を、受益者負担金を原資とする基金繰り入れにより算出しています。

#### ○地方債収入

建設改良費から国庫補助金、基金繰入金を控除した額に対し、起債充当率 100%として算定しています。なお、平成 32 年度までは借入額の 2 分の 1 を過疎債併用として算定しています。

起債条件：

#### 《下水道事業債》

償還期間 40 年、元金据置期間 5 年、元利均等方式、利率 0.3%

#### 《過疎債（平成 32 年度まで）》

償還期間 30 年、元金据置期間 5 年、元利均等方式、利率 0.3%

## ○繰入金

地方債の元利償還費用については、供用開始直後のため、接続状況から適正と考える使用料を徴収しても賄えない状況にあるため、元利償還金のうち、元金の60%と利息の全額（雨水分を除く）を分流式下水道等に要する経費として、基準内繰入で算定しています。その他、職員給与費や維持管理費などの経費については基準外繰入で算定しています。

## <収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

### ○財源の目標に関する事項

下水道整備の推進、区域内の接続者数増加により施設の稼働率を高め、使用料収入で出来る限り経費を賄い、一般会計繰入金への依存度を改善するため目標として設定しました。

## <目標>

### 公共下水道

- ・施設利用率：19.44% ⇒ 75.00%以上
- ・水洗化率：47.18% ⇒ 65.00%以上
- ・経費回収率：26.46% ⇒ 50.00%以上

### 特定環境保全公共下水道

- ・施設利用率：36.73% ⇒ 65.00%以上
- ・水洗化率：51.37% ⇒ 80.00%以上
- ・経費回収率：25.66% ⇒ 50.00%以上

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の条件設定により、算出を行っています。

職員給与費に関する事項	<p>職員数×職員給与費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員数・・・ 計画期間中の各年度に配置予定の職員数。</li> <li>・職員給与費単価・・・ 過去5年間の1人当たり平均額。平成30年度以降、給与制度の総合的見直しを加味。</li> </ul>
動力費に関する事項	<p>直近決算値×過去の平均伸び率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポンプ施設、処理場ごとに、それぞれ過去5年間の維持管理費用を算出し、整備量（延長、基数等）で単価を算出。</li> <li>・上記の方法により算出した単価を基に、過去5年間の平均伸び率を補正し算出。</li> </ul>
薬品費に関する事項	<p>直近決算値×過去の平均伸び率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理場ごとに、それぞれ過去5年間の維持管理費用を算出し、整備量（延長等）で単価を算出。</li> <li>・上記の方法により算出した単価を基に、過去5年間の平均伸び率を補正し算出。</li> </ul>
修繕費に関する事項	<p>直近決算値×過去の平均伸び率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠、ポンプ施設、処理場ごとに、それぞれ過去5年間の維持管理費用を算出し、整備量（延長、基数等）で単価を算出。</li> <li>・上記の方法により算出した単価を基に、過去5年間の平均伸び率を補正し算出。</li> </ul>
委託費に関する事項	<p>直近決算値×過去の平均伸び率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠、ポンプ施設、処理場ごとにそれぞれ過去5年間の維持管理費用を算出し、整備量（延長、基数等）で単価を算出。</li> <li>・上記の方法により算出した単価を基に、過去5年間の平均伸び率を補正し算出。</li> </ul>
その他の経費	○支払利息

・既発債

償還表に基づき各年度の支払利息を積み上げ計上。

・新発債

下水道事業債・・・

計画期間中の発行予定額に償還期間 40 年、元金据置期間 5 年、元利均等方式、利率 0.3% の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。

過疎債・・・

計画期間中の発行予定額に償還期間 30 年、元金据置期間 5 年、元利均等方式、利率 0.3% の条件を設定し、各年度の支払利息を積み上げ計上。

○消費税及び地方消費税

平成 31 年 10 月に予定されている消費税率改定に伴う費用の増加を加味。

○上記以外の経常的経費

その他の経費については、過去 5 年間の平均値により算出。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○民間の活力の活用に関する事項

各施設の維持管理、機器保守点検等を民間委託しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	今後検討していきます。
投資の平準化に関する事項	今後検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP / PFI など)	今後検討していきます。
その他の取組	今後検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金に過度に依存せず、可能な限り使用料収入により原価回収を行い、安定的な経営が可能となるよう、人口動態、水需要の動向や接続世帯数の動向に注視し、料金適正化について検討していきます。また、料金適正化にあたっては、汚水処理に係る市民負担の公平性の観点から、農業集落排水事業及び生活排水処理事業の経営状況を含め、一体的な検討を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	現在、定期預金により資金運用を行っていますが、国債などの債券運用の導入についても検討を行っていきます。
その他の取組	特になし。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	処理場等の更新時に併せて、今後検討していきます。
職員給与費に関する事項	今後、供用開始区域の拡張、供用開始年数の経過に伴う維持管理等の業務

	量増加に対して、適正な職員配置となるよう検討していく必要があります。
動力費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
薬品費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
修繕費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
委託費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
その他の取組	使用料収入増加のため、接続率向上に向けた取り組みの強化について今後、検討していきます。

#### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	<p>今年度策定した「経営戦略」については今後、P D C Aサイクルにより、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理（モニタリング）を行い、計画と実績の乖離を検証するとともに、計画と実績の乖離が著しい場合には、その原因調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関する取組に即座に反映させていきます。また、経営戦略の見直し（ローリング）については、平成32年度に公営企業会計の適用を予定しており、法適用後、地方公営企業会計基準に基づいた投資・財政計画を策定し、経営戦略の改定を行います。その後、5年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、計画の高度化を目指します。</p>
---------------------	---

## 6. 用語集

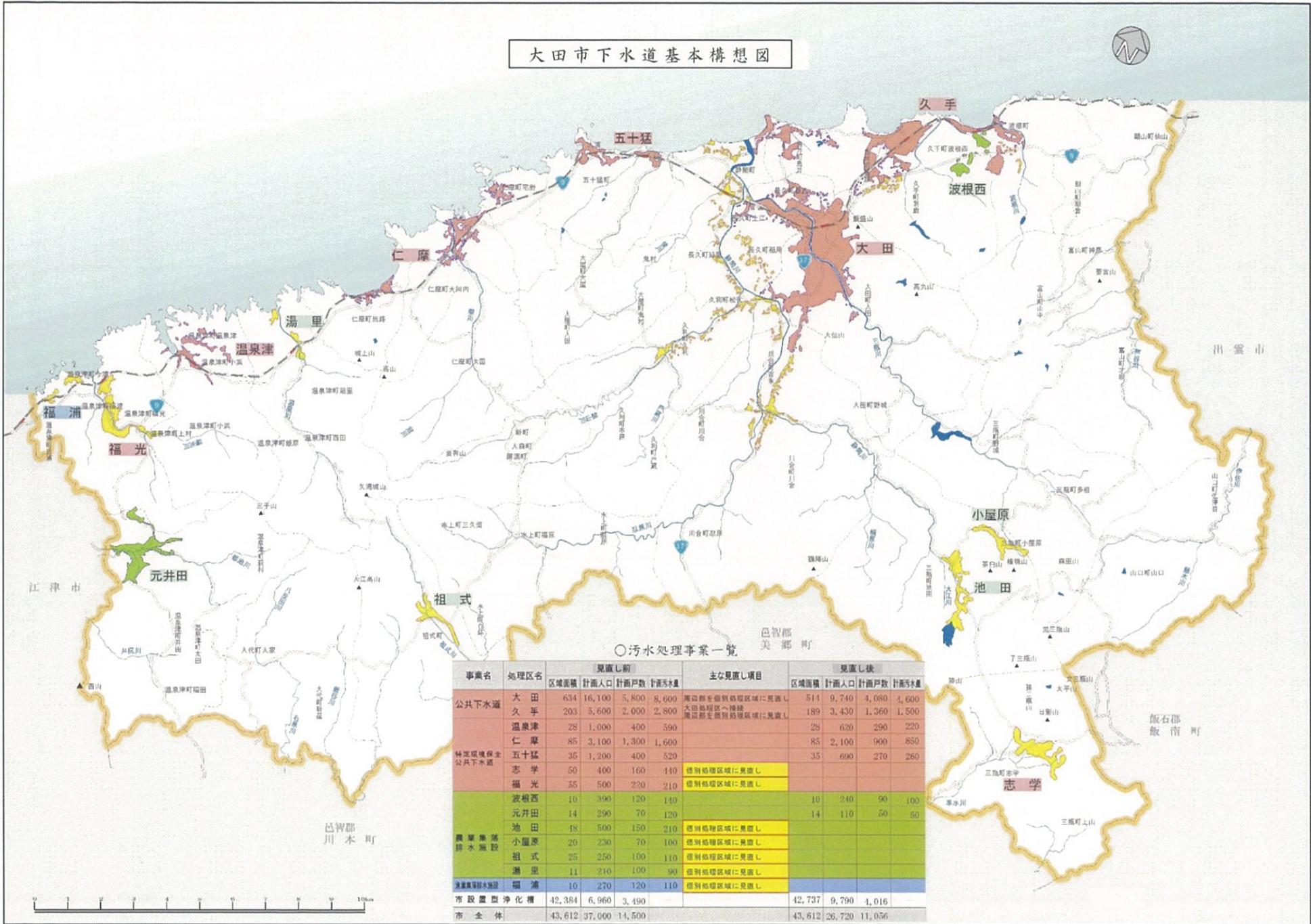
	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
い	いっばんかいけいくりいれきん	下水 p10、生排 p9
	一般会計繰入金	一般会計から特別会計へ支出される経費のこと。大きく分類して、基準内繰入と基準外繰入の2種類がある。
う	うすい	下水 p3
	雨水	降った雨の水のこと。
お	おおだしそうごうけいかく	下水 p8、生排 p8
	大田市総合計画	大田市の将来展望、進むべき方向と行政施策を明らかにすることを目的として策定された長期的な計画。
	おすい	下水 p8、農業 p1
	汚水	家庭、会社、工場などから出される汚れた水のこと。
	おすいしよりげんか	分析表 1.⑥、農業 p9
	汚水処理原価	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有収水量1㎡あたりの汚水処理費(管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理費+汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金)を表す。
か	かそさい	下水 p9、生排 p9
	過疎債	過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債。元利償還金の7割が地方交付税措置される。
	がっぺいしよりじょうかそう	生排 p1
	合併処理浄化槽	微生物の働きで各家庭の生活排水を浄化し、側溝などを經由して河川や海へ放流する。トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽に比べて浄化能力が高く、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の値を10分の1以下に抑える能力がある。
	かんきょ	下水 p8、農業 p8
	管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
	かんきょかいぜんりつ	分析表 2.③
	管渠改善率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、当該年度に更新した管渠の割合を表す。
	がんりきんとうほうしき	下水 p9、生排 p9
	元利均等方式	元金と利息の合計返済額を同額にして、返済金額に占める元金と利息の割合を変化させていく返済方法のこと。対するものとして、元金部分を同額にして利息部分を載せていく元金均等方式がある。
	きぎょうさいざんだか たいじぎょうきぼひりつ	分析表 1.④、生排 p9、農業 p9
	企業債残高対事業規模比率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
き	きじゅんがいくりいれ	下水 p10、生排 p9、農業 p8
	基準外繰入	基準内繰入以外の繰入金のこと。歳入不足を補てんする目的のものが多い。
	きじゅんないくりいれ	下水 p10、生排 p9、農業 p8
	基準内繰入	繰出基準に沿って一般会計から繰り入れられる繰入金のこと。繰出基準とは、繰出金の基本的な考え方のことをいい、毎年度総務省から示される。雨水処理に係る部分の償還金や、下水債の償還金の一部などがこれにあたる。
	きほんすいりょうつきだんかいべつ ていぞうかたりょうきんたいけい	下水 p3、生排 p3
	基本水量付段階別逦増型料金体系	一定の基本水量を付した基本料金と、使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高くし、超過料金を計算する方法を組み合わせた料金体系のこと。大田市では、1ヶ月あたり10㎡を基本水量としている。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
き	きょうようかいし	下水 p1、生排 p1、農業 p1
	供用開始	下水道法に定める用語で、汚水処理が可能になったことを意味する。この告示が行われると、下水道へ接続することができる。
け	けいえいひかくぶんせきひょう	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	経営比較分析表	毎年度の決算統計の数値を基に、総務省が作成しているもの。これを活用して分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる。
	けいひかいしゅうりつ	分析表 1⑤、下水 p10、生排 p9
	経費回収率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す。
	げすい	下水 p1、生排 p1、農業 p1
	下水	汚水に雨水などが加わったものこと。飲むには適さない水で、対するものとして上水がある。
	げすいどうきほんこうそう	下水 p1、生排 p1、農業 p1
	下水道基本構想	近年の人口減少や高齢化の進行など、汚水処理施設整備を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に実施するため平成13年度に策定したもの。平成18年度、平成26年度に見直しを行っている。
	げすいどうじぎょうさい	下水 p9、生排 p9
こ	下水道事業債	地方債の項目の1つ。
	こうきょうげすいどうじぎょう	下水 p1
	公共下水道事業	主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
し	こべつしより	下水 p2、生排 p2、農業 p2
	個別処理	汚水を個々の家ごとに浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式。郊外部のように家屋の密度が低い場所で経済的である。
	しせつりょうりつ	分析表 1⑦、下水 p10
	施設利用率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。一日平均処理水量÷一日処理能力で求められ、施設の利用状況を表す。
	していかんりしゃせいど	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	指定管理者制度	地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
	しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん	下水 p9
	社会資本整備総合交付金	活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する交付金。国土交通省が所管している。
	しゅうえきてきしゅうしひりつ	分析表 1①、生排 p9
	収益的収支比率	法非適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。総収益で、総費用と地方債償還金をどれくらい賄えているかを表す。
しゅうごうしより	集合処理	汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式。家屋の密度が高い場所で効率的・経済的である。下水道、農業集落排水処理施設などがこれに該当する。
	じゅえきしゃふたんきん	下水 p9
	受益者負担金	都市計画法第75条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例に定められている。
	じゅえきしゃぶたんきん	生排 p8
	受益者分担金	地方自治法第224条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例及び大田市農業集落排水事業分担金徴収条例に定められている。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
し	じゅんかんがたしやかい けいせいすいしんこうふきん	生排 p8
	循環型社会形成推進交付金	市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために要する経費に充てるための交付金。環境省が所管している。
す	すいせんかりつ	分析表 1.⑧、下水 p9、生排 p9
	水洗化率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口で求められ、汚水処理している人口の割合を表す。
	すえおききかん	下水 p9、生排 p10
	据置期間	一定の期間は利息の支払いのみで、元金の支払いが猶予される期間のこと。
ち	ちほうこうえいきぎょうほう	下水 p2、生排 p1、農業 p1
	地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。昭和27年成立、施行。
	ちほうさい	下水 p9、生排 p9、農業 p8
	地方債	地方公共団体が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。原則として、地方財政法5条の各号に掲げる場合においてのみ発行できる。
と	とくていかんきょうほぜん こうきょうげすいどうじぎょう	下水 p1
	特定環境保全公共下水道事業	公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される事業。
	とくていちいき せいかつはいすいしよじぎょう	生排 p1
	特定地域生活排水処理事業	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
に	にんかくいき	下水 p2
	認可区域	事業計画の認可を受けた区域のこと。都市計画法に基づく手続きが必要になる。この認可がなければ、下水道事業を実施できない。
の	のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう	下水 p4、生排 p2、農業 p1
	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
は	はいすいく	下水 p3
	排水区	河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
ひ	ぴーえふあい	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
	ぴーでいーしーえーさいくる	下水 p14、生排 p12、農業 p11
	PDCA サイクル	行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の4つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。
ふ	ぴーびーぴー	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公民が連携して公共サービスの提供を行う計画のことをこう呼んでいる。PFIは、PPPの代表的な手法の1つ。
ふ	ぶんりゅうしきげすいどう	下水 p10、生排 p9、農業 p8
	分流式下水道	汚水用管路と雨水用管路の2つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は河川や海に直接放流する下水道のこと。対するものとして、汚水と雨水を一緒に終末処理場へ送る合流式下水道がある。

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
ほ	ほうかつきみんかんいたく	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	ほうてきよう	下水 p2
	法適用	地方公営企業法の規定を適用すること。法の全てを適用する全部適用と、財務規定などの一部のみを適用する一部適用がある。
	ほうひてきよう	下水 p2、生排 p1、農業 p1
	法非適用	地方公営企業法の規定を適用していないこと。
り	ぼんぷしせつ	下水 p8、農業 p8
	ポンプ施設	管路施設で集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を河川や海に放流する機能を持つ施設のこと。
	りゅういきげすいどう	下水 p2、生排 p2、農業 p1
	流域下水道	日本の下水道事業の一形態で、2つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。

大田市下水道基本構想図



○汚水処理事業一覧

事業名	処理区名	見直し前				主な見直し項目	見直し後			
		区域面積	計画人口	計画戸数	計画汚水量		区域面積	計画人口	計画戸数	計画汚水量
公共下水道	大田	634	16,100	5,800	8,600	海部郡を個別処理区域に見直し	511	9,740	4,080	4,600
	久手	203	5,600	2,000	2,800	大田処理区へ接続	189	3,430	1,360	1,500
	温泉津	28	1,000	400	590	海部郡を個別処理区域に見直し	28	620	290	220
	仁摩	85	3,100	1,300	1,600		85	2,100	900	850
	五十猛	35	1,200	400	520		35	690	270	260
特定環境保全公共下水道	志学	60	400	160	140	個別処理区域に見直し				
	福光	55	500	220	210	個別処理区域に見直し				
農業集落排水施設	波根西	10	390	120	140		10	240	90	100
	元井田	14	290	70	120		14	110	50	50
	池田	48	500	150	210	個別処理区域に見直し				
	小屋原	20	230	70	100	個別処理区域に見直し				
	祖式	25	250	100	110	個別処理区域に見直し				
湯里	11	210	100	90	個別処理区域に見直し					
湯里等排水施設	福浦	10	270	120	110	個別処理区域に見直し				
市設置型浄化槽		42,384	6,960	3,490			42,737	9,790	4,016	
市全体		43,612	37,000	14,500			43,612	26,720	11,056	

【別紙2】

経営比較分析表

島根県 大田市

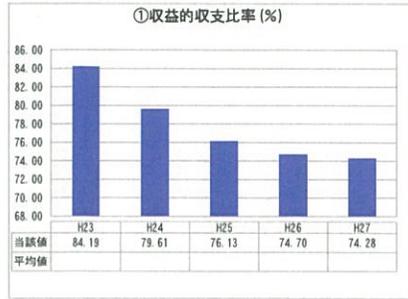
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd3	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	11.50	88.16	3,240

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
36,668	435.71	84.16
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
4,188	1.75	2,393.14

**グラフ凡例**

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



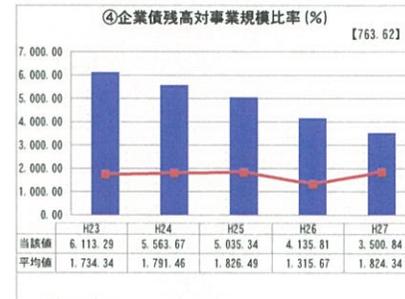
「単年度の収支」



「累積欠損」



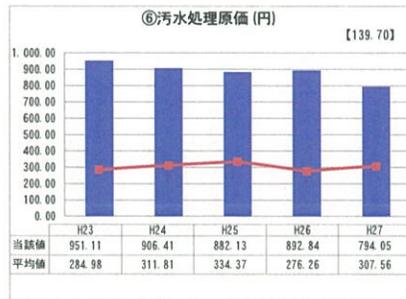
「支払能力」



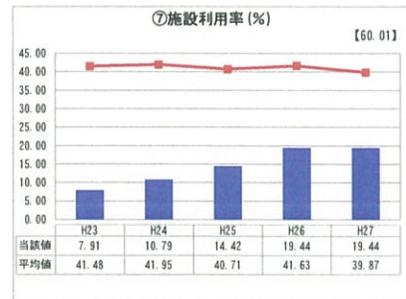
「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

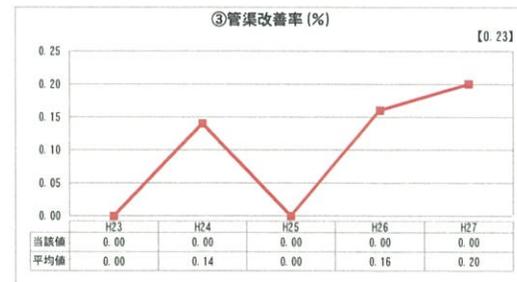
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率  
地方債償還金の伸びよりも総収益の伸びが小さいため100%を下回っており、年々悪化している。
- ④企業債残高対事業規模比率  
企業債残高は増加しているが、営業収益はそれ以上に増加しているため、改善傾向にある。
- ⑤経費回収率  
企業債償還の増加に伴って汚水処理費は増加しているが、使用料収入はそれ以上に増加しているため、改善傾向にある。
- ⑥汚水処理原価  
汚水処理費の伸びよりも年間有収水量の伸びが大きいため、改善傾向にある。
- ⑦施設利用率  
接続人口の増加に伴う処理水量の増加で、概ね改善の傾向が見られる。
- ⑧水洗化率  
水洗便所設置済人口の増加により、改善傾向にある。

2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率  
平成27年度末現在、供用開始から6年を経過している。現在のところ、法定耐用年数50年を経過した管渠はないため、更新の必要性は低い。

全体総括

当市の下水道事業は、供用開始後6年経った現在でも整備途中であることから、類似団体平均より悪い指標が多く見られる。改善傾向にあるものの、特に汚水処理原価については大きく差が生じており、使用料収入の不足を一般会計からの繰入により賄っている状況である。

今後これらの指標を改善し安定的な経営を行っていくため、今年度策定した経営戦略に基づき、維持管理費の削減、適正な使用料について検討を行っていく。また公営企業会計適用に向けた取り組みを進め、的確に資産状況を把握していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

【別紙3】

経営比較分析表

島根県 大田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	8.73	99.04

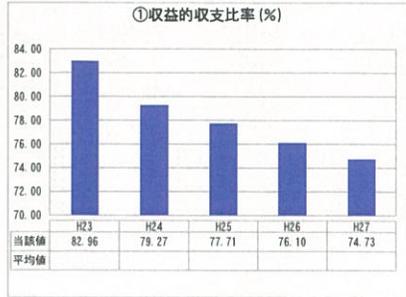
1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
3,240

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
36,668	435.71	84.16
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,179	0.90	3,532.22

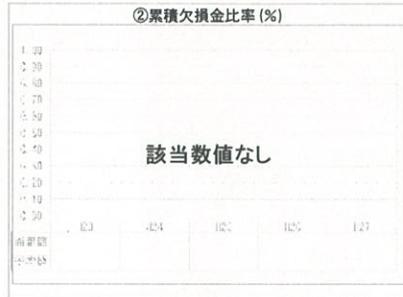
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

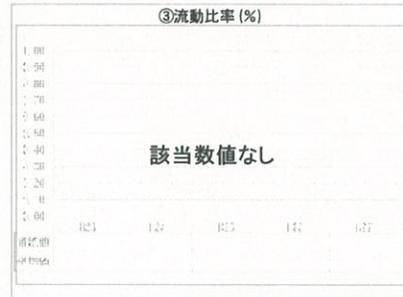
1. 経営の健全性・効率性



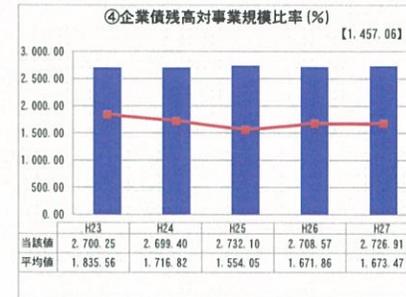
「単年度の収支」



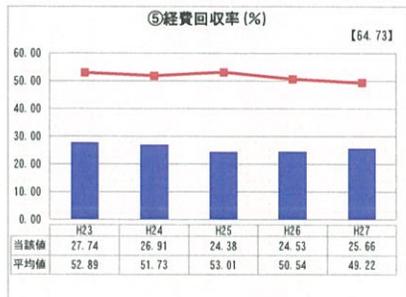
「累積欠損」



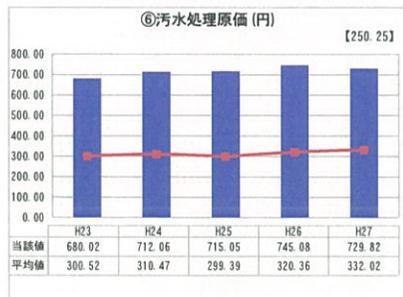
「支払能力」



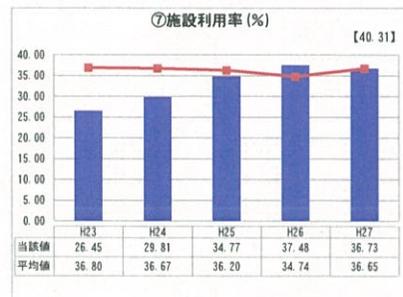
「債務残高」



「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率  
地方債償還金の伸びよりも総収益の伸びが小さいため100%を下回っており、年々悪化している。
- ④企業債残高対事業規模比率  
企業債残高は増加しているが、営業収益も同様に増加しているため、横ばい傾向にある。
- ⑤経費回収率  
企業債償還の増加に伴って汚水処理費が増加しているが、使用料収入も同様に増加しているため、概ね改善傾向が見られる。
- ⑥汚水処理原価  
汚水処理費が増加しているが、年間有収水量も同様に増加しているため、横ばい傾向にある。
- ⑦施設利用率  
接続人口の増加に伴う処理水量の増加で、概ね改善の傾向が見られる。
- ⑧水洗化率  
水洗便所設置済人口の増加により、改善傾向にある。

2. 老朽化の状況について

- ③管渠改善率  
平成27年度未現在、供用開始から約8年を経過している。現在のところ、法定耐用年数50年を経過した管渠はないため、更新の必要性は低い。

全体総括

当市の下水道事業は、供用開始後約8年経った現在でも整備途中であることから、類似団体平均より悪い指標が多く見られる。特に経費回収率と汚水処理原価については大きく差が生じており、使用料収入の不足を一般会計からの繰入により賄っている状況である。  
今後これらの指標を改善し安定的な経営を行っていくため、今年度策定した経営戦略に基づき、維持管理費の削減、適正な使用料について検討を行っていく。また公営企業会計適用に向けた取り組みを進め、的確に資産状況を把握していく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		前年度	本年度												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	210,899	227,956	246,638	263,916	287,204	279,560	282,538	279,851	300,957	321,719	327,691	340,532		
	(1) 営 業 収 益 (B)	33,221	37,616	38,464	51,015	58,444	65,065	71,425	77,638	84,492	93,095	101,624	109,387		
	ア 料 金 収 入	33,146	37,541	38,429	50,910	58,123	64,564	70,838	76,692	83,217	89,457	96,016	102,843		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	75	75	35	105	321	501	587	946	1,275	3,638	5,608	6,544		
	(2) 営 業 外 収 益	177,678	190,340	208,174	212,901	228,760	214,495	211,113	202,213	216,465	228,624	226,067	231,145		
	ア 他 会 計 繰 入 金	165,403	176,747	203,799	198,251	204,461	190,619	176,934	163,023	155,145	166,132	165,305	165,350		
	イ そ の 他	12,275	13,593	4,375	14,650	24,299	23,876	34,179	39,190	61,320	62,492	60,762	65,795		
	2 総 費 用 (D)	101,355	102,813	103,913	114,139	115,113	122,572	120,244	128,162	134,238	142,081	151,334	159,512		
	(1) 営 業 費 用	52,236	54,515	55,127	69,352	71,582	80,407	79,167	87,716	93,767	101,499	110,491	118,287		
	ア 職 員 給 与 費	8,835	10,492	10,066	15,423	15,423	15,423	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282		
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	43,401	44,023	45,061	53,929	56,159	64,984	68,885	77,434	83,485	91,217	100,209	108,005		
	(2) 営 業 外 費 用	49,119	48,298	48,786	44,787	43,531	42,165	41,077	40,446	40,471	40,582	40,843	41,225		
ア 支 払 利 息	49,119	48,298	48,786	44,787	43,531	42,165	41,077	40,446	40,471	40,582	40,843	41,225			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	109,544	125,143	142,725	149,777	172,091	156,988	162,294	151,689	166,719	179,638	176,357	181,020			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	697,821	658,152	899,710	1,274,782	1,232,127	1,245,287	1,287,020	1,689,546	1,652,190	1,791,165	1,816,713	1,756,198		
	(1) 地 方 債	363,800	317,700	427,500	585,600	578,600	584,600	617,900	815,500	812,100	877,300	874,200	845,000		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	80,689	87,579	102,627	103,939	100,395	95,004	71,964	65,135	38,361	45,630	47,262	42,963		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	205,600	184,000	307,000	471,500	463,000	465,500	505,700	672,000	671,500	723,000	735,900	711,900		
	(6) 工 事 負 担 金	29,123	42,564	24,807	66,234	42,523	47,174	43,947	66,402	61,920	70,326	80,442	80,226		
	(7) そ の 他	18,609	26,309	37,776	47,509	47,609	53,009	47,509	70,509	68,309	74,909	78,909	76,109		
	2 資 本 的 支 出 (G)	779,333	740,622	1,017,352	1,358,216	1,361,586	1,354,992	1,405,258	1,774,724	1,756,880	1,900,368	1,912,519	1,856,883		
	(1) 建 設 改 良 費	596,760	532,051	779,477	1,108,587	1,093,187	1,107,087	1,178,205	1,569,205	1,564,205	1,687,205	1,699,205	1,643,205		
	ウ ち 職 員 給 与 費	10,181	7,794	7,477	7,638	7,638	7,638	15,276	15,276	15,276	15,276	15,276	15,276		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	182,573	208,571	237,875	249,629	268,399	247,905	227,053	205,519	192,675	213,163	213,314	213,678		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 81,512	△ 82,470	△ 117,642	△ 83,434	△ 129,459	△ 109,705	△ 118,238	△ 85,178	△ 104,690	△ 109,203	△ 95,806	△ 100,685			

## 【別紙4】

投資・財政計画  
(収支計画)

【公共下水道事業】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度		
														(E)+(I)	(J)
収支再差引	(E)+(I)	(J)	28,032	42,673	25,083	66,343	42,632	47,283	44,056	66,511	62,029	70,435	80,551	80,335	
積立金	(K)	29,232	42,673	25,083	66,343	42,632	47,283	44,056	66,511	62,029	70,435	80,551	80,335		
前年度からの繰越金	(L)	1,200													
前年度繰上充用金	(M)														
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)													
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)														
実質収支	黒字 (P)														
(N)-(O)	赤字 (Q)														
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$														
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	74	73	72	73	75	75	81	84	92	91	90	91		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)														
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	33,221	37,616	38,464	51,015	58,444	65,065	71,425	77,638	84,492	93,095	101,624	109,387	
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$														
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)														
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)														
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)														
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$														
他会計借入金残高	(W)														
地方債残高	(X)	3,692,110	3,801,239	3,990,864	4,326,835	4,637,036	4,973,731	5,364,578	5,974,559	6,593,984	7,258,121	7,919,007	8,550,329		

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		165,403	176,747	203,799	198,281	204,707	191,045	177,446	163,894	156,345	169,695	170,838	171,819
うち基準内繰入金		158,800	173,578	191,511	194,701	204,707	191,045	177,446	163,894	156,345	169,695	170,838	171,819
うち基準外繰入金		6,603	3,169	12,288	3,580								
資本的収支分		80,689	87,579	102,627	103,939	100,395	95,004	71,964	65,135	38,361	45,630	47,262	42,963
うち基準内繰入金		103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
うち基準外繰入金		80,586	87,476	102,524	103,836	100,292	94,901	71,861	65,032	38,258	45,527	47,159	42,860
合 計		246,092	264,326	306,426	302,220	305,102	286,049	249,410	229,029	194,706	215,325	218,100	214,782

# 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	168,352	176,259	177,662	185,574	188,867	175,954	165,936	163,195	158,293	153,035	153,100	147,656
	(1)	営 業 収 益 (B)	27,811	30,677	30,054	40,384	46,644	48,192	49,667	51,467	52,140	51,957	51,687	50,843
		ア 料 金 収 入	27,599	30,371	29,061	39,379	42,894	44,077	44,720	45,074	45,074	44,889	44,618	44,297
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他	212	306	993	1,005	3,750	4,115	4,947	6,393	7,066	7,068	7,069	6,546
	(2)	営 業 外 収 益	140,541	145,582	147,608	145,190	142,223	127,762	116,269	111,728	106,153	101,078	101,413	96,813
		ア 他 会 計 繰 入 金	132,538	144,168	132,418	140,215	142,223	127,762	116,269	111,728	106,153	101,078	101,413	96,813
		イ そ の 他	8,003	1,414	15,190	4,975								
	2	総 費 用 (D)	82,958	88,103	84,868	89,808	92,744	90,130	90,473	89,108	87,754	86,458	85,182	83,627
	(1)	営 業 費 用	50,624	57,273	53,571	61,580	64,010	63,023	63,023	63,023	63,023	63,023	63,023	63,023
		ア 職 員 給 与 費	8,838	10,492	6,906	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282	10,282
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	41,786	46,781	46,665	51,298	53,728	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741	52,741
	(2)	営 業 外 費 用	32,334	30,830	31,297	28,228	28,734	27,107	27,450	26,085	24,731	23,435	22,159	20,604
	ア 支 払 利 息	32,334	30,830	31,297	28,228	26,648	25,129	23,443	22,020	20,634	19,338	18,079	16,548	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
	イ そ の 他					2,086	1,978	4,007	4,065	4,097	4,097	4,080	4,056	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	85,394	88,156	92,794	95,766	96,123	85,824	75,463	74,087	70,539	66,577	67,918	64,029	
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	379,331	512,770	470,190	316,226	302,019	73,206	115,038	52,707	49,342	46,102	46,984	44,553
	(1)	地 方 債	154,500	252,000	214,400	129,900	129,900	4,500	24,000					
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2)	他 会 計 補 助 金	66,057	68,537	66,988	69,347	67,755	60,642	53,174	51,284	48,459	45,804	46,686	44,255
	(3)	他 会 計 借 入 金												
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	123,823	157,400	157,500	92,000	79,000	5,000	33,000					
	(6)	工 事 負 担 金	9,153	13,335	13,302	13,081	14,166	2,266	1,566	1,125	585			
	(7)	そ の 他	25,798	21,498	18,000	11,898	11,198	798	3,298	298	298	298	298	298
	2	資 本 的 支 出 (G)	438,893	608,593	549,282	398,613	383,678	156,466	188,637	125,371	118,998	112,381	114,604	108,284
	(1)	建 設 改 良 費	296,570	461,667	394,792	239,171	225,471	15,671	65,671	5,671	5,671	5,671	5,671	5,671
		ウ ち 職 員 給 与 費	10,053	7,280	4,792	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134	7,134
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	142,323	146,926	154,490	159,442	158,207	140,795	122,966	119,700	113,327	106,710	108,933	102,613
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他													
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 59,562	△ 95,823	△ 79,092	△ 82,387	△ 81,659	△ 83,260	△ 73,599	△ 72,664	△ 69,656	△ 66,279	△ 67,620	△ 63,731	

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	25,832	△ 7,667	13,702	13,379	14,464	2,564	1,864	1,423	883	298	298	298
積 立 金	(K)	9,451	13,633	13,702	13,379	14,464	2,564	1,864	1,423	883	298	298	298
前年度からの繰越金	(L)	4,919	21,300										
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	21,300											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	21,300											
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	75	75	74	74	75	76	78	78	79	79	79	79
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	27,811	30,677	30,054	40,384	46,644	48,192	49,667	51,467	52,140	51,957	51,687	50,843
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	2,175,707	2,280,781	2,340,691	2,311,149	2,282,842	2,146,547	2,047,581	1,927,881	1,814,554	1,707,844	1,598,911	1,496,298

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		132,721	144,445	133,396	141,191	145,944	131,848	121,187	118,092	113,190	108,117	108,453	103,330
うち基準内繰入金		117,865	119,123	124,091	124,131	122,908	111,090	99,043	96,244	91,310	86,052	86,134	80,714
うち基準外繰入金		14,856	25,322	9,305	17,060	23,036	20,758	22,144	21,848	21,880	22,065	22,319	22,616
資本的収支分		66,057	68,537	66,988	69,347	67,755	60,642	53,174	51,284	48,459	45,804	46,686	44,255
うち基準内繰入金		103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
うち基準外繰入金		65,954	68,434	66,885	69,244	67,652	60,539	53,071	51,181	48,356	45,701	46,583	44,152
合 計		198,778	212,982	200,384	210,538	213,699	192,490	174,361	169,376	161,649	153,921	155,139	147,585